

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年2月6日受付分)

特定非営利活動法人 ReJoice

縦覧期間

令和8年2月6日(金)から
令和8年2月20日(金)まで

特定非営利活動法人 ReJoice 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ReJoice という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県朝来市和田山町宮166番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民と子どもたちのために、子育て支援事業や多様な居場所を提供していくことによって、すべての子どもたちが健全に育ち、子育てがしやすい社会環境の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域自治組織等と連携・協力した地域子育て支援事業
- (2) 外国にルーツを持つ人の支援事業
- (3) 社会的養護を必要とする人の自立に向けた支援事業
- (4) イベント時や緊急時の訪問型一時預り事業
- (5) 親子や夫婦関係にまつわる相談支援事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会の議決を経て、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数2分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は電磁的方法による表決者並びに表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	西村 真美
副理事長	上村 梨湖
理 事	上田 敬子
同	高橋 昌代
同	安福 比呂美
監 事	安達 正樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	1,000円	100,000円
② 年会費	1,000円	100,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	500円	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 ReJoice

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の 有 無
理事長	にしむら まみ 西村 真美		無
理事 (副理事長)	かみむら りこ 上村 梨湖		無
理事	うえだ けいこ 上田 敬子		無
理事	たかはし まさよ 高橋 昌代		無
理事	やすふく ひろみ 安福 比呂美		無
監事	あだち まさき 安達 正樹		無

設立趣旨書

1 趣 旨

現代日本では、子育て家庭が孤立し、子育て不安や虐待、貧困等の問題が深刻化しているほか、増加する外国籍家庭の子育て支援など多様な福祉的課題が顕在化しています。

一方、地域における子育て支援については、地域ごとの課題を踏まえ、行政、民間団体、専門家、地域住民が連携・協働することで多様な支援を総合的に提供する体制を構築していくことが求められています。

特に、行政だけでは対応が難しい支援については、民間団体の役割が重要であることから、これまで取り組んできた子育て支援活動等を踏まえ、朝来市を中心として以下の活動を行っていきたいと考えています。

○親同士が交流できる場の提供と促進

○地域住民と親子が交流できる企画や多世代交流の場づくり（第三の居場所）

○困りごとに寄り添い、必要な支援に結びつける最初の窓口の提供

○日常的に地域の関係機関・団体とのネットワークを保持し、必要に応じて連携

○親としての成長を支援する講習や学習機会の提供

これらの活動を通じ、性別や国籍に関わらず子育て世代に寄り添い、地域の子育て課題の解決を目指します。

特定非営利活動法人の認証を申請する理由は、公共的な法人格を取得する必要があると考えたからであり、上記の活動を多くの市民の参画のもと、行政等及び関係団体と連携して継続的に推進し、地域に定着させていくためです。

法人化により、組織を発展・確立させ、「子育ては一人でする」のではなく「子育ては地域みんなで行う」という意識を浸透させることができます。それにより、子育ての不安や孤立、虐待を防ぐ環境づくりに貢献するとともに、国連が採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念「誰一人取り残さない」に沿った活動を地域社会に広げることができると考えます。

2 申請に至るまでの経過

令和4年6月 設立代表者の西村は、約14年間の国内外での保育経験を通じて「子育て支援」「子どもたちを取り巻く環境」の重要性を実感。同志の上村とともに朝来市に移住。西村は養父市の子育て支援団体 NPO 法人「りとるめいと」のスタッフとして勤務しながら、NPO 法人の役割や子育て支援の在り方を学ぶ。

令和5年4月 西村は朝来市の地域おこし協力隊として和田山自治協議会に所属。活動として、子育て世代が気軽に親子で立ち寄れる居場所「おいでおいで」を開設し、地域の方々と定期的にイベントを企画・運営。

令和6年4月 上村は朝来市の地域おこし協力隊として、いくの自治協議会に所属。活動として、高齢者支援や地域課題解決に取り組む。

令和7年3月 西村は NPO 法人設立に向けて利用者支援員資格を取得。

令和7年5月 上村は週末・季節里親支援の資格を取得。

令和7年9月 西村、上村が中心となり、会員間で法人化の意思確認。

令和7年11月 設立総会開催。

令和7年11月20日

特定非営利活動法人 ReJoice

設立代表者

氏名 西村 真美

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 ReJoice

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた活動を通じて培ってきたさまざまなネットワークや知識を活用して、朝来市のみならず、ゆくゆくは但馬全域、兵庫県各地で各種事業の実施エリアを少しずつ広げて行きたいと考えています。

本年度においては、まずは朝来市の行政、地域自治組織及び各種団体との連携・協力した事業展開を図るほか、活動をPRし、地域の方々に認知して頂くことに重点を置いて活動していきたいと考えています。中でも効果的と思われる「地域自治組織等と連携・協力した地域子育て支援事業」、「外国にルーツを持つ人の支援事業」を重点事業として実施していきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 地域自治組織等と連携・協力した地域子育て支援事業	地域こども食堂事業 ・和田山町及び生野町で子ども食堂を実施。 ・フードバンクの役割も兼ねて開催。	年10回	和田山町 生野町	地域内の子どもを中心に若者、高齢者年齢性別問わず 20名程度/回	240
	「子どもチャレンジ」サポート事業 ・小学校では学べない地域ならではの課外活動「農業体験」「クッキング」等	年6回	和田山町	朝来市内の子ども 20名程度/回	150
	子育て支援事業 ・子育て支援活動 ・活動コーディネイト ・広報活動 ・事務作業等	随時	朝来市内	朝来市内の親子等	2,000

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(2) 外国にルーツを持つ人の支援事業	同行及び生活支援事業 ・利用者支援専門員が困っている事柄をヒアリングし必要な支援に繋ぐサポート ・土日祝の相談はメールで対応	年12回	事務所又は訪問	地域の外国にルーツを持つ人 2名程度/回	534
	異文化交流(外国にルーツを持つ人に向けて)事業	年1回	和田山町	15名程度	243
	異文化交流(日本人に向けて)事業	年3回	山東町 朝来町 生野町	各10名程度	360
	母語支援事業 ・外国にルーツをもつ子どもや保護者が母語を通じて自己表現や学習意欲を育む機会を提供する。 ・母国語維持を通して家庭内コミュニケーションを支え、学習・就労・地域参画を促す。	年6回	山東町 朝来町 生野町	各5～10名程度	171
(3) 社会的養護を必要とする人の自立に向けた支援事業	社会的養護者支援事業 ・生野町で若者自立支援として交流会を実施(退所後の居場所づくり)	年1回	生野町	朝来市内外の社会的養護者や関心のある人 10名程度/回	5
(4) イベント時や緊急時の訪問型一時預り事業	イベント時や緊急時の訪問一時預り事業 ・保育士資格所有者やベビーシッター経験者がイベント時や緊急時等にイベント会場や自宅に訪問し、一時預りを実施	要望があれば随時	朝来市内外	朝来市内外の親子 5組程度	75

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(5) 親子や 夫婦関係 にまつわ る相談支 援事業	親子や夫婦関係にまつ わる相談支援事業 ・心理学インストラク ター等のスキルを持 つ会員が Zoom や対面 でカウンセリングを 実施。	随時	朝来市内 外	朝来市内 の親子や 夫婦 10組程度	40

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 6月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：西村真美、 事務局スタッフ：本田悦子

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 ReJoyce

1. 基本方針

令和9年度は、法人設立2年目となり地域のNPOとして、少しずつ認知度が広がってくると思います。1年目に重点事業とした「地域自治組織等と連携・協力した地域子育て支援事業」、「外国にルーツを持つ人の支援事業」をさらに充実・発展させていきたいと考えています。

また、NPOの独自事業である「イベント時や緊急時の訪問型一時預かり事業」、「社会的養護者の自立に向けた支援事業」、「親子や夫婦関係の相談支援事業」の拡充を行います。

以上の事業展開を図っていきながら、地域と人に寄り添い、みんなを笑顔にしていくNPOとして、信頼してもらえよう活動していきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 地域自治組織等と連携・協力した地域子育て支援事業	地域こども食堂事業 ・和田山町及び生野町で子ども食堂を実施。 ・フードバンクの役割も兼ねて開催。	年10回	和田山町 生野町	地域内の子どもを中心に若者、高齢者年齢性別問わず 25名程度/回	300
	「子どもチャレンジ」サポート事業 ・小学校では学べない地域ならではの課外活動「農業体験」「クッキング」等	年6回	和田山町	朝来市内の子ども 20名程度/回	150
	子育て支援事業 ・子育て支援活動 ・活動コーディネート ・広報活動 ・事務作業等	随時	朝来市内	朝来市内の親子等	2,500

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(2) 外国にルーツを持つ人の支援事業	同行及び生活支援事業 ・利用者支援専門員が困っている事柄をヒアリングし必要な支援に繋ぐサポート ・土日祝の相談はメールで対応	年12回	事務所又は訪問	地域の外国にルーツを持つ人 2名程度/回	534
	異文化交流(外国にルーツを持つ人に向けて)事業	年2回	和田山町	15名程度	486
	異文化交流(日本人に向けて)事業	年3回	山東町 朝来町 生野町	各10名程度	360
	母語支援事業 ・外国にルーツをもつ子どもや保護者が母語を通じて自己表現や学習意欲を育む機会を提供する。 ・母国語維持を通して家庭内コミュニケーションを支え、学習・就労・地域参画を促す。	年6回	山東町 朝来町 生野町	各5～10名程度	171
(3) 社会的養護を必要とする人の自立に向けた支援事業	社会的養護者支援事業 ・生野町で若者自立支援として交流会を実施(退所後の居場所づくり)	年1回	生野町	朝来市内外の社会的養護者や関心のある人 15名程度/回	15
(4) イベント時や緊急時の訪問型一時預り事業	イベント時や緊急時の訪問一時預り事業 ・保育士資格所有者やベビーシッター経験者がイベント時や緊急時等にイベント会場や自宅に訪問し、一時預りを実施	要望があれば随時	朝来市内外	朝来市内外の親子 15組程度	225

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(5) 親子や 夫婦関係 にまつわ る相談支 援事業	親子や夫婦関係にまつ わる相談支援事業 ・心理学インストラク ター等のスキルを持 つ会員が Zoom や対面 でカウンセリングを 実施。	随時	朝来市内 外	朝来市内 の親子や 夫婦 20組程度	80

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 6月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：西村真美、 事務局スタッフ：本田悦子

令和8年度活動予算書
(成立の日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	26,000	
賛助会員受取会費	2,500	
受取会費計		28,500
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
受取寄付金計		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
受取助成金計		0
4. 事業収益		
(1) 地域連携子育て支援事業	2,390,000	
(2) 外国にルーツを持つ人の支援事業	1,308,000	
(3) 社会的養護者支援事業	5,000	
(4) 緊急時訪問型一時預り事業	75,000	
(5) 親子夫婦等相談支援事業	40,000	
事業収益計		3,818,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
.....	0	
その他収益計		0
経常収益計		3,846,500
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	2,200,000	
法定福利費	240,000	
人件費計		2,440,000
(2) その他経費		
講師謝金	50,000	
消耗品費	565,000	
印刷費	181,000	
通信費	47,000	
保険料	23,000	
会場費	55,000	
使用料	120,000	
旅費交通費	127,000	
その他経費計		1,168,000
事業費計		3,608,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	

科目	金額		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	30,000		
通信費	10,000		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	10,000		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			3,678,000
当期正味財産増減額			168,500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			168,500

令和9年度活動予算書
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	34,000	
賛助会員受取会費	5,000	
受取会費計		39,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
受取寄付金計		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
受取助成金計		0
4. 事業収益		
(1) 地域連携子育て支援事業	2,950,000	
(2) 外国にルーツを持つ人の支援事業	1,551,000	
(3) 社会的養護者支援事業	15,000	
(4) 緊急時訪問型一時預り事業	225,000	
(5) 親子夫婦等相談支援事業	80,000	
事業収益計		4,821,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
.....	0	
その他収益計		0
経常収益計		4,860,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	2,800,000	
法定福利費	300,000	
人件費計		3,100,000
(2) その他経費		
講師謝金	60,000	
消耗品費	663,000	
印刷費	221,000	
通信費	52,000	
保険料	28,000	
会場費	65,000	
使用料	120,000	
旅費交通費	145,000	
その他経費計		1,354,000
事業費計		4,454,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	

科目	金額		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	30,000		
通信費	10,000		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	10,000		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			4,524,000
当期正味財産増減額			336,000
前期繰越正味財産額			168,500
次期繰越正味財産額			504,500